

(4) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和2年2月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 日野郡日野町 個人

乙 鳥取市 法人

丙 秋田県秋田市 法人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金150,895円を甲に、35,640円を乙に、23,430円を丙に、それぞれ支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和元年 8 月 2 1 日

(2) 事故発生場所

西伯郡南部町下中谷地内

(3) 事故の状況

和解の相手方甲が、軽乗用自動車で一般国道 1 8 0 号から沿道の駐車場に進入しようとした際、路肩内の側溝の蓋が跳ね上がり、同車両が破損したものである。